

第七表 工事費比較

(第七表中精算額に於て豫算額より約三萬圓増加せるは事務費より流用せるに依る)

費目別	設計額		精算額	
	金額	割合	金額	割合
工費	10,366,874	六二・二	10,133,354	六一・六
用地費	2,726,723	一六・三	2,655,766	一五・九
補償費	1,366,633	七・九	1,435,998	八・六
機械費	1,000,010	六・〇	1,016,705	六・二
雜費	1,366,633	七・六	1,435,998	八・六
合計	16,667,000	100・0	16,660,488	100・〇

起工當時に於て、果して年度内に竣工するや否や多少危ぶまれてゐたにも拘らず、特別の事情にある二三箇所を除いては、當初の豫定通り年度内に竣工を見たのであつて、之れは偏に工事に直接關係された職員各位が日夜克く奮勵努力せられた賜であつて、茲に深甚なる感謝と敬意とを表して擱筆するものである。

山梨縣に於ける道路愛護作業

道路に關する公共心を涵養し、道路愛護思想を普及し所謂我等の道路の感じを扶植して奉仕の美德を發揮せしめ、一面道路の維持保全に資し交通の整備を助長する目的の下

に道路愛護作業を慾懃する企ては、これまで諸府縣で實施して好成績を挙げてゐるが、山梨縣でも昨年六月これに關

する告諭、道路愛護獎勵規程、道路愛護獎勵規程に依る參加團體作業方法を左記の通り制定公布して團體の參加を慇懃し、道路の維持整備に努むることになつた。

この企ては丁度全國一齊に起興せられた時局匡救土木事業の實施期とカチ合つたためと昨年は半ヶ年間しか作業時

期が無かつたために、第一年成績は必ずしも優秀だつたとは言へなかつたが、それでも参加

團體が十、此の團員數千九百四十

五人、團體の擔當道路延長四十四

秆一二に及び、實施の成績から見

ても作業從事人員千二百四十人、

作業日數四十五日、これを勞力費に換算すると千六百餘圓に達する

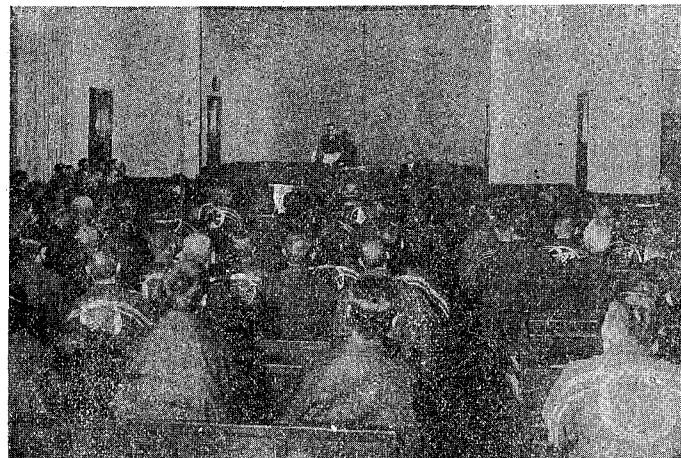
の好成績を擧げ、初頭年次としては稀に見る好い結果を見ることが出来て、作業實施區域の路面の整備、排水側溝の良好等舊來の面目を一新して居る。

會期の終了を待つて縣では内務部長を審査長とする審査會に於て

厳密なる審査を遂げた上、北巨摩

郡駒井村坂井道路愛護會外五團體を成績優良團體としてこ

延長八百五十四秆九百十三米ニ達シ更ニ地方交通ノ情勢ニ



れに褒状に金圓を添えて授與することとなり、三月十一日

縣會議事堂で第一回授賞式を盛大に舉行した（寫真は式場に於て關屋山梨縣知事より褒状を授與してゐるところ）

山梨縣告謹第一號

近時世運ノ進展ニ件ヒ社會各般ニ亘ル施設ノ完備ヲ期シ是カ利用増進ノ途ヲ講スルハ最緊要ノ事項ナリトス就中交通機關ノ整備ハ文化ノ普及産業ノ興隆ニ至大ノ關係ヲ有シ之カ施設ノ良否ハ民力ノ消長國運ノ隆替ニ影響スル處甚ナルモノアリ而シテ各種交通機關中道路ハ普ク地方ニ分布シ其ノ利用ノ範圍廣汎ニシテ効用亦極メテ大ナルモノアルハ敢テ多言ヲ俟タサル處ナリ今ヤ本縣ニ於ケル國道、府縣道ハ其ノ

鑑ミ將來府縣道トシテ認定増加セサルヘカラサルノ趨勢ニアリ常ニ之カ實質ノ改善並維持ニ就テハ財政ノ許ス範圍ニ於テ銳意力ヲ竭シツツアリト雖限リアル人員ト經費トヲ以テ其ノ完壁ヲ期スルハ蓋シ至難ノ業タリ是ヲ以テ地元市町村住民ノ道路ニ對スル熱烈ナル愛護ノ精神ニ基ク協力ト後援トニ期待スルヤ洵ニ切ナルモノアリ

昭和七年六月二十八日

顧フニ縣民トシテ此ノ日進ノ社會ニ處シ各自ノ實生活ニ最

價値多キ關係道路ヲ一層尊重愛護シ官民協力舉縣一致之力

維持保全ニ努メ道路ノ機能ヲ完全發揮セシムルハ克ク時勢

ノ進運ニ即シ地方福利ノ增進ニ努ムル所以ニシテ亦實ニ自

治公民ノ責務ト謂ハサルヘカラス

然ルニ往時地元住民カ其ノ關係道路ヲ愛護シ自發的ニ寄與

協力シタル社會奉仕ノ美風ハ近時道路ニ關スル法制ノ完備

道路愛護獎勵規程

山梨縣知事 芝 辻 一 郎

山梨縣告諭第二百四十四號
道路愛護獎勵規程左ノ通定ム

昭和七年六月二十八日

此ノ際市町村及地元各種團體ニ於テ進ンテ本會ノ趣旨ニ賛同シ道路愛護ノ事ニ當リ更ニ一層有効ナル施設ヲ爲スニ於テハ其ノ効果ノ顯著ナルコトヲ期シテ俟ツヘキモノアルト共ニ團體員ノ修養土社會奉仕ノ實踐トシテ極メテ好乎ノ措置タルヲ信ス

ト共ニ漸ク頽廢セムトシニ道路管理者ノ爲ス處ニ倚頼シ顧ミサルノ傾向アルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ依テ當局之ヲ憂ヒ其ノ對策ノ一端トシテ今回此ノ趣旨ニ基キ別ニ告示ヲ以テ道路愛護會規程ヲ制定シ其ノ實績ヲ揚ケムト欲ス故ニ

整備ヲ助長スルノ目的ヲ以テ道路愛護會ヲ設置ス

本會ノ行フ作業方法ハ別ニ之ヲ定ム

前項ノ作業期間ハ毎年一月一日ヨリ其ノ年十二月三十一日迄トス

第二條 本會ニ參加シ得ヘキモノハ市町村、青年團、在郷軍人分會、消防組、道路愛護ヲ目的トスル團體若ハ其ノ一部又ハ其ノ聯合團體トス

前項團體ノ外特ニ適當ト認ムル團體ハ參加ヲ認ムルコトアルベシ

第三條 本會ニ參加セントスル團體ハ十二月三十一日迄ニ左ノ事項ヲ具シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ申出ヅベシ

一、團體名

二、團體組織ノ概要

三、作業區域

第四條 參加團體ハ土木出張所長ノ立會ヲ求メ適當ナル簡所ニ別記第一號様式ノ標柱ヲ建設スベシ

第五條 參加團體ハ作業着手前所轄土木出張所ニ届出指

揮監督ヲ受クベシ

第六條 參加團體ハ別記第二號様式ノ作業日誌ヲ備ヘ土木出張員巡視ノ際認印ヲ受クベシ

第七條 土木出張所長第三條ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署長ニ通知スベシ

第八條 土木出張所長及所轄警察署長ハ參加團體ノ作業區域ニ對シ常ニ公共的施設ノ程度及路面ノ状況等ヲ視察シ其ノ成績ヲ考查スベシ

第九條 土木出張所長ハ所轄警察署長ト協議ノ上參加團體ノ作業期間中ニ於ケル事蹟調書及成績調書ヲ作製シ順位ヲ付シテ翌年二月二十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十條 知事ハ前條ニ依リ報告セラレタル團體ノ成績ヲ審査セシムル爲審査會ヲ設ク

第十一條 審査會ニ審査長一名、審査員幹事及書記若干名並ニ顧問ヲ置ク

審査長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ審査員幹事及書記ハ廳内關係官吏若ハ知事ニ於テ必要ト認ムル者ノ中ヨリ知事

之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

顧問ハ警察部長及學務部長トス

第十二條 審査ノ標準ハ概略左ノ通トス

一、作業區域内道路保持ノ良否

二、交通障害物整理ノ良否

三、勞力及費用負擔方法ノ適否

第十三條 審査ノ結果成績優良ナルモノニ對シ之ヲ六等級

ニ分子當該年度豫算ノ範圍内ニ左ノ褒賞ヲ授與ス

一等 賞金 貳 百 圓

二等 同 百 五拾 圓

參等 同 百 圓

四等 同 五 拾 圓

五等 同 貳 拾 圓

六等 褒 状

前各號ノ外特ニ優秀ナルモノニ對シテハ賞金貳百圓以上

授與スルコトアルベシ

第十四條 褒賞授與ノ期日ハ毎年三月十一日トス

第十五條 參加團體以外ノ者ニシテ道路愛護ニ關シ篤行ア

リト認ムルモノアルトキハ第十條ニ定ムル審査會ノ審査

ヲ經テ之ガ表彰ヲ爲スコトアルベシ

第十六條 本規程ニ依ル作業ハ道路法第二十四條ノ許可ヲ

受ケタルモノト看做ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 記

第一號樣式

橫糧十 圓	體 名	一 米	表地
----------	--------	--------	----

橫糧十 圓

體 名

一 米

表地

從之國道、府縣道(東西)何杆何米

何鄉何町何村

道路愛護會作業區域

裏

昭和 年 月 日建之

別記

第二號様式

作業日誌

參加團體名

氏

名

自昭和年月日
至昭和年月日

代表者

年	月	日	道路種別	路線名	工事場所	作業種類	延長	作業人員	作業時間	摘要	巡査者認印
府	縣	道	國道	何號線	何大字何字	路面下陸直	米	人			
			何々	何々	側溝浚ヒ						

備考 一、右表以外ニ記載スベキ事項アルトキハ適當ニ記載スベシ

山梨縣告示第二百四十五號

道路愛護獎勵規程ニ依ル參加團體作業方法左ノ通定ム

昭和七年六月二十八日

道路愛護獎勵規程ニ依ル參加團體作業方法

第一 路面ノ修繕ハ少クトモ左記各號ニ依ルコト

山梨縣知事 芝辻一郎

二、路面ニ凸凹ハ之ヲ削リ均スコト

テ路面ヲ打起シ砂利又ハ真砂土ヲ補足シテ馴染ヨクシ

軽度ノ蒲鉾形ニ仕上グルコト

三、路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レル砂利又ハ其ノ他ノ

砂利ヲ持込ミ高低ナク搔キ均スコト車跟ノ深サ大ナル

トキハ栗石又ハ荒砂利ヲ持チ込ミ其ノ上ニ目漬シ砂利

ヲ用ヒ搔キ均スコト

四、路肩ハ兩路側ヲ切下ゲ又ハ盛土シテ蒲鉾形ニ仕上グ

ルコト

五、路面ニ突出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ除キ砂利

又ハ真砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト

六、雜草、木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等

ヲ實用路面ニ搬出セザル様注意スルコト

七、橋梁、暗渠等ノ輕易ナル修繕ハ適當ニ處理ノコト

第二 道路ノ整理ハ大體左記各號ニ依ルコト

一、木材及諸車其他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路作業

場又ハ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルベキ行爲

ヲ爲サシメザル様常ニ注意スルコト

二、路面ニ轉在スル玉石、栗石其他交通ノ障害トナルベ

キモノハ之ヲ取除クコト

三、路肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ刈取り實用路面ヲ有効ナ

ラシメ路面ノ塵埃、泥土等ハ之ヲ除却シ常に清潔ヲ保

持スルコト

四、冬季ニ於テ實物路面ノ積雪及結氷ハ之ヲ除却スルコト

五、路面ノ乾燥ヲ來シタルトキハ適度ノ撒水ヲ爲スコト

六、車馬避讓ノ爲待避所ヲ利用セシムル様指導スルコト

七、道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物等

ノ保持ヲ計ルコト

第三 排水ノ手入ハ概不左記各號ニ依ルコト

一、橋梁、側溝、暗渠、土管等ニ漂流物、泥土、雜草、

落葉其ノ他ノ障害物入り込み排水不良ナル箇所アルト
キハ充分掘リ浚ヒ障害物ハ之ヲ除却シ通水ニ支障ナカ

ラシムルコト

二、降雨ノ際ニ於テハ成ルベク區域内ノ道路ヲ巡視シ水

溜リ其ノ他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入レヲ爲スコ

警察部長

前各項ノ外左記事項ニ留意スルコト

學務部長

第四 前各項ノ外左記事項ニ留意スルコト

各市町村長宛

一、出水ノ場合ニ於テハ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意
シ橋梁ノ危害豫防上必要ナル措置ヲ爲スコト

二、出水時ニ於テ道路、橋梁等破壊ノ虞レアル場合ニ於
テ關係官吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從
ヒ防備ニ盡スコト

三、交通杜絶ノ箇所ヲ生ジタルトキハ適當ナル方法ヲ以
テ所轄土木出張所ニ之ヲ通知スルコト

四、道路ノ修繕ヲ要スト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木出張

土發第一八八號

所ニ通知スルコト

第五 前各項ニ定メタル以外ノ作業又ハ修繕工事ヲ爲シ特

ニ多大ナル費用若ハ勞力ヲ投ズル場合ニ於テハ所轄土木

出張所ニ届出デ又ハ其ノ指揮ヲ受クルコト

土發第一八八號

昭和七年六月二十八日

内務部長

標記ノ件ニ關シ本日市町村長へ別紙寫ノ通及通牒置候ニ付

道路愛護ニ關スル件依命通牒

昭和七年六月二十八日

内務部長
警察部長

各土木出張所長
警察署長

標記ノ件ニ關シ本日市町村長へ別紙寫ノ通及通牒置候ニ付

貴職ニ於テモ相當機會アル毎ニ該通牒ノ趣旨ニ依リ説明シ
夫々指導督勵ノ上目的達成ニ努メラレ度

(土木出張所長へ追書)

追テ規程取扱ニ關シテハ更ニ別紙ノ通訓令相成候條取扱
上遺憾ナキヲ期セラレ度

拜啓益々御清穆ノ段奉賀候陳者今回道路ノ維持保全ノ必要
上道路愛護獎勵規程ヲ制定致シ候處之カ趣旨ノ貫徹方ニ關
シテハ別紙寫ノ通各市町村長ニ及通牒置候ヘ共右規程中ニ
ハ在郷軍人分會ヲモ包含致居候ニ付テハ御多忙中恐縮ニ候
ヘ共御差支ヘ無之候ハ、在郷軍人會ニ御訓示等ノ機會ニ一
言本規程ノ發布ニ關シ注意ヲ喚起セシムル様御懇示相願度
別紙規程相添ヘ此段得貴意候

昭和七年六月二十八日

草々敬具

山梨縣内務部長

甲府聯隊區司令官宛

玄米食と馬の足

廣島縣選出荒川代議士は玄米食主義者で、又其宣傳
者であるが。某日島根縣選出民政黨顧問俵孫一氏に食
は玄米に限る、見給へ此れをと二本の骨を示して、左
の方が玄米を食はないものだ。貧弱だらう貴君の脚も
此に似てあるよと俵氏問ふて。曰く、其骨は何物の骨
かと荒川氏答へて、之れは馬の足だと俵氏怫然として
僕を馬の足に比べるとはひどいと言つた。と云ふ新聞
記事を見て鳥取縣出の俵顧問最負の一院外團員が、
ソリヤ不都合だ俵先生を馬の足と比較するとは言語同
斷だ、荒川をソノ儘には置かないと力むと傍らの岡山
縣出の一人が荒川もシマネーことを言つたものだ、と
言ふと他の一人が、そりやトツトリのしやれかネ。で
一同大笑ひに終つた、言葉も場所柄を考へ意見も相手
を見てから的事だと氣を付けねばならないものだ。